

お子さんをお持ちの方へ医療費支給制度のお知らせ

子ども医療費支給制度

お子さんが医療機関等で受診した医療費（保険診療分）の自己負担分が支給されます。

対象

- ・通院：満12歳に達する月の属する年度の末日まで
- ・入院：満15歳に達する月の属する年度の末日まで

子育て支援課に「子どもの健康保険証」と「保護者名義の預金通帳」を持参し、「子ども医療費受給者証」の交付を受け、受診後、「子ども医療費支給申請書」（領収書貼付）を提出してください。

受給方法

子育て支援課に「子どもの健康保険証」と「保護者名義の預金通帳」を持参し、「子ども医療費受給者証」の交付を受け、受診後、「子ども医療費支給申請書」（領収書貼付）を提出してください。

ひとり親家庭等医療費支給制度

18歳になった年の年度末まで（一定の障がいのある児童は20歳まで）

子育て支援課に「ひとり親家庭等医療費受給者証」の交付を受け、受診後、「ひとり親家庭等医療費支給申請書」（領収書貼付）を提出してください。

皆さんの市民活動を応援します！「市民活動応援補助金制度」

市では、元気のある地域社会をつくるため、各地域においてボランティア等の自発的な市民活動を行っている団体やグループの活動に対し、補助金を交付します。

対象となる活動
市民を含め3人以上で構成され、活動の拠点が市内にある団体

申請期間
4月5日(月)～5月7日(金)
申請書は地域振興課および各地域活動センター（各公民館）で配布のほか、市のホームページからもダウンロードできます。

対象となる活動

市民の自発的な活動のうち、その利益が公益的または公共的な活動（活動による利益が市や市民に還元される活動）

対象とならない活動

- ・営利目的または政治的・宗教的活動
- ・暴力団または暴力団員の統制下にある活動
- ・市や他の公共機関から補助を受ける活動

補助金額

- ①はじめの一步コース(上限10万円)
- ②充実コース(上限30万円)

提出された申請書を補助金審査会で審査し、7月上旬頃に決定します。

問い合わせ

地域振興課（内線224）

羽生総合病院の建て替えに関する情報について

羽生総合病院（以下「病院」とは、移転場所の選定を中心に、定期的に協議を行っています。昨年12月には埼玉医療生活協同組合の幹部や病院長との面談も実施しました。

市では、羽生総合病院の新病院建設支援検討委員会からの提言を尊重し、病院が要望した神戸地区周辺の移転候補地を、2度ほど提案しました。

1度目の提案は病院の建設計画に合わないが見送られたため、2度目は、昨年8月に別の候補地の提案をしました。

現在、提案した場所での農地転用や開発行為などの諸手続きが円滑に進むよう、市は病院と県との間に立ち調整を進めている段階です。

また、2月22日の市役所での定例記者会見において、病院移転問題について記者からの質問があり、市では新しい候補地を提案し、現在病院との交渉を進めていること、県関係機関との調整を実施していること、市の財政に見合った支援を進めることなどを説明し、その内容が翌日の新聞に掲載されました。

一方、病院の広報誌には、用地買収が困難で、市から提案された場所への移転は厳しいという内容の記事が掲載されていました。

これから、皆様の期待に応えていくためにも、病院の市内存続に向けて取り組んでいきます。

問い合わせ
企業立地支援課（内線351）

高額介護合算療養費の申請が始まります

1年間（算定期間8月1日～翌年7月31日）に支払った医療費の自己負担額と介護保険サービスの自己負担額（年額）の合計額が下表の額を超えた場合、超えた額が申請により高額介護合算療養費として支給されます。

申請は7月31日現在で加入している健康保険に対し申請してください。なお、羽生市の国民健康保険と後期高齢者医療制度にご加入の方で、該当している方には申請書を郵送します。社会保険などに申請する場合、介護保険の「自己負担額証明書」が必要になりますので、該当する方は保健医療課介護保険係に申請をしてください。請求権の時効は、8月1日から起算して2年となります。

- ▶問い合わせ 保健医療課 介護保険担当（内線164）
- 国民健康保険担当（内線171）
- 後期高齢者医療担当（内線161）

自己負担限度額（年額）

所得区分	国保+介護保険 (70歳未満)	国保+介護保険 (70～74歳)	後期高齢+ 介護保険
現役並み所得者 (上位所得者)	126万円 (168万円)	67万円 (89万円)	67万円 (89万円)
一般	67万円 (89万円)	56万円 (75万円)	56万円 (75万円)
非課税 世帯	低所得	34万円 (45万円)	31万円 (41万円)
	低所得		19万円 (25万円)

- ・平成20年度は、対象期間が平成20年4月～平成21年7月の16カ月間で計算するため（ ）内の額が適用されます。
- ・同一世帯でも健康保険が異なる世帯員の自己負担額は、合算することができません。
- ・70歳未満の方の医療費は、月額21,000円以上の自己負担額のみを対象とします。
- ・所得区分は、毎年7月31日時点の自己負担限度額が適用されます。
- ・同一世帯に70歳未満と70～74歳の方がいる場合、最初に70～74歳の自己負担限度額を適用し、残りの自己負担額と70歳未満の自己負担額を合算して70歳未満の自己負担限度額を適用します。

有料広告

10周年記念キャンペーン開催中!!

【業務内容】 お見積り、ご相談完全無料 お気軽にお問い合わせください

外壁塗装+屋根塗装 ¥550,000～(30坪迄)	クロス貼り替え ¥69,800～(6畳)	床貼り替え ¥109,800～(6畳)
光触媒塗装(内装・外装)	お風呂・台所工事	エクステリア工事
外壁(サイディング)・屋根張り替え	太陽光発電	オール電化

その他小さい修理から何でもやっています!

貴方の街のハウズドクター **のぞみコミュニケーションズ**

羽生市南5-5-24 ☎048-561-6758
ホームページ http://www.citydo.com/sp/048-561-6758

今回の目玉商品
リンナイ
ガス給湯器20号
¥137,800-
(工事費・税込み)
(追焚き機能付)
20万円以上のリフォームをしたお客様に羽生市より
助成金が支給されます。(1回限り・条件有り)

脳トレに最適
(音読教室) 幼児～成人

大きな声で本を読んでみませんか?
人の前で言葉を表現してみませんか?

大人のスピーチ、練習、リハーサル対応
岩瀬 英・数教室
☎(561)0508